

最低賃金制度の充実に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を秦野市議会会議規則第 14 条第 1 項により提出するものとする。

平成 25 年 6 月 27 日提出

| | | | |
|-----|---------|---|-------|
| 提出者 | 秦野市議会議員 | 横 | 山むらさき |
| 賛成者 | 同 | 古 | 木 勝 久 |
| 同 | 同 | 木 | 村 眞 澄 |
| 同 | 同 | 川 | 口 薫 |
| 同 | 同 | 和 | 田 厚 行 |

提案理由

労働者を取り巻く情勢が依然厳しい状況下、低賃金層が増大しているため、神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に実施し、生活保護との乖離を解消することなどについて、国に意見書を提出するものであります。

最低賃金制度の充実に関する意見書

労働者を取り巻く情勢は、所得の低迷や格差拡大など依然として厳しい状況にあり、非正規労働者として、自ら生計を維持している労働者層も拡大しているため、地域別最低賃金制度における役割は、ますます重要になってきている。

平成25年度から生活扶助基準が、3カ年で6.5%と大幅な引き下げとなるが、地域別最低賃金の改定に影響を及ぼさないようにしなければならない。

また、平成25年度の特定（産業別）最低賃金の改定にあたっては、労働条件の向上または事業の公正競争確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の必要性が認められるように審議されることが重要である。

したがって、国において、次の事項が実現されるよう要望するものである。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 地域別最低賃金の改定にあたっては、生活保護との整合性を図る観点から、生活保護との乖離解消を平成25年度で実現すること。
- 3 特定（産業別）最低賃金の改定にあたっては、最低賃金法が定める役割等が果たされるよう、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
様

秦野市議会議長 大野 祐 司